



第71回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場(グランキューブ大阪)12階 特別会議場
(末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

コンドーテック株式会社

株 主 各 位

(証券コード：7438)
2023年6月1日

大阪市西区境川二丁目2番90号
コンドータック株式会社
代表取締役社長 近 藤 勝 彦

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第71回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「コンドータック」、又はコードに「7438」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、3～4ページの方法により2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	大阪市北区中之島五丁目3番51号 大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場 （末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第71期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

◎当社は、会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、お送りする書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正の必要が生じた場合には、直ちにインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の内容を開示いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使の場合



「インターネットによる議決権行使のご案内」（4ページ）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止いたします。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。

なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分必着

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催場所につきましては、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

開催日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

◎議決権の行使について

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

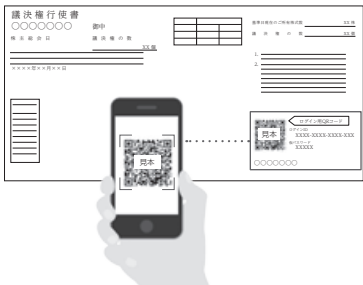
また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後（ただし議決権行使期限前に限る）に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

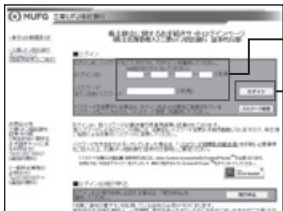


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

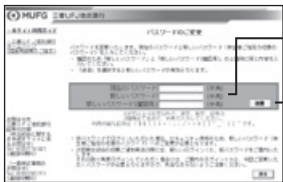
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、今後もM&A等による戦略投資、成長に向けた積極的な事業投資の拡大を図り、収益力の向上に努めるとともに、資本効率の向上に取り組んでまいります。

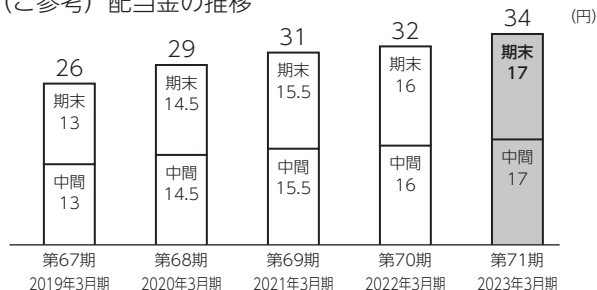
配当につきましては、連結業績、連結配当性向について十分留意しながら、連結純資産配当率（DOE）2.5%以上を目標として、株主の皆様へ継続的に増配を行うことを基本方針としております。

DOEは、純資産の中から配当金として還元する割合を示しており、一時的な利益の増減に左右されず安定的な配当の実現を可能とする指標となります。なお、当社グループは、資本効率を示す自己資本当期純利益率（ROE）10.0%以上も目標としております。これは、每期一定以上の利益を計上することにより、配当額決定の基礎となる純資産が増加する結果、継続的な増配が可能となることを意味しております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき前事業年度比1円増配の17円とさせていただきますと存じます。これにより、すでに実施しております中間配当1株につき17円を加えました年間配当金は、1株につき34円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき17円 総額433,151,126円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月26日

(ご参考) 配当金の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	備考
1	こん どう かつ ひこ 近 藤 勝 彦	代表取締役社長	再任
2	や だ ひろ ゆき 矢 田 裕 之	専務取締役管理本部長兼総務部長 兼事業戦略室長	再任
3	はま の のぼる 濱 野 昇	常務取締役営業本部長	再任
4	あさ かわ かず ゆき 浅 川 和 之	取締役東日本営業部長兼東京支店長	再任
5	いし の かず ひろ 石 野 和 浩	取締役西日本営業部長兼開発営業部長 兼eコマースグループ長	再任
6	え じり とも ゆき 江 尻 友 征	取締役（当社子会社日本足場ホールディングス株式会社代表取締役社長兼当社子会社東海ステップ株式会社代表取締役会長）	再任
7	いし ばし やす し 石 橋 康 司	執行役員九州工場長	新任
8	ふる た そう いち 古 田 総 一	執行役員海外営業部長	新任
9	かな い みちこ 金 井 美智子	社外取締役	再任 社外 独立役員
10	まる やま たか し 丸 山 隆 司	社外取締役	再任 社外 独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <small>こん どう かつ ひこ</small> 近 藤 勝 彦 (1959年11月8日生)	1984年6月 当社入社 1988年7月 当社埼玉営業所長 1991年1月 当社新規事業北関東営業所長 1992年6月 当社取締役新規事業北関東営業所長 1999年3月 当社取締役横浜支店長 2002年6月 当社取締役業務部長 2007年10月 当社取締役企画部長 2010年4月 当社取締役 三和電材株式会社代表取締役副社長 2011年6月 三和電材株式会社代表取締役社長 2013年1月 当社取締役企画担当 2013年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 三和電材株式会社取締役 2021年10月 栗山アルミ株式会社取締役 (重要な兼職の状況) 有限会社藤和興産 代表取締役 株式会社藤登興産 代表取締役	162,232株
<p>[選任理由]</p> <p>1984年入社以来、営業部門、物流部門、企画部門等に携わる他、電設資材卸売業の三和電材株式会社の子会社化に伴い、同社代表取締役を務める等の豊富な経験を有しております。</p> <p>代表取締役社長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">やだひろゆき 矢田裕之 (1962年7月15日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社 2006年6月 当社横浜支店長 2011年6月 当社業務部長 当社執行役員業務部長 2013年4月 当社執行役員西日本営業部長 2016年6月 当社取締役西日本営業部長 2018年4月 当社取締役西日本営業部長兼事業戦略室長 2019年6月 当社取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長 2020年6月 当社常務取締役営業本部長兼西日本営業部長兼事業戦略室長 2021年6月 株式会社フコク取締役(現任) 東海ステップ株式会社取締役(現任) テックビルド株式会社取締役(現任) 日本足場ホールディングス株式会社取締役(現任) 当社専務取締役管理本部長兼総務部長兼事業戦略室長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本足場ホールディングス株式会社 取締役 テックビルド株式会社 取締役 東海ステップ株式会社 取締役 株式会社フコク 取締役</p>	38,800株
<p>[選任理由] 1985年入社以来、営業部門、物流部門、管理部門に携わる等、豊富な経験を有しております。管理本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">はまのぼる 濱野昇 (1970年6月12日生)</p>	<p>1993年4月 当社入社 1999年3月 当社新規事業北関東営業所長 2000年8月 当社新規事業神奈川営業所長 2003年4月 当社新規事業京滋営業所長 2012年9月 当社新規事業山陽営業所長 2017年4月 当社関西支店長 2018年6月 当社執行役員鉄構営業部長兼関西支店長 2020年4月 当社執行役員鉄構営業部長 2020年6月 当社取締役鉄構営業部長 2021年6月 当社常務取締役営業本部長兼鉄構営業部長 2023年4月 当社常務取締役営業本部長(現任)</p>	22,700株
<p>[選任理由] 1993年入社以来、営業部門に携わる等、豊富な経験を有しております。営業本部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> あさ かわ かず ゆき 浅川和之 (1967年12月24日生)	1990年 4月 当社入社 2004年 7月 当社高松営業所長 2011年 6月 当社大阪支店長 2017年10月 当社東京支店長 2018年 6月 当社執行役員東日本営業部長兼東京支店長 2019年 6月 当社取締役東日本営業部長兼東京支店長(現任)	19,900株
[選任理由] 1990年入社以来、営業部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 東日本営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いし の かず ひろ 石野和浩 (1967年10月11日生)	1990年 2月 当社入社 2006年 4月 当社秋田営業所長 2011年 6月 当社新潟営業所長 2014年 4月 当社新潟支店長 2020年 6月 当社業務部長 2021年 6月 中央技研株式会社取締役(現任) 当社執行役員西日本営業部長 2022年 4月 当社執行役員西日本営業部長兼開発営業部長 2022年 6月 三和電材株式会社取締役(現任) 栗山アルミ株式会社取締役(現任) 当社取締役西日本営業部長兼開発営業部長 2023年 4月 当社取締役西日本営業部長兼開発営業部長 兼eコマースグループ長(現任) (重要な兼職の状況) 三和電材株式会社 取締役 中央技研株式会社 取締役 栗山アルミ株式会社 取締役	16,300株
[選任理由] 1990年入社以来、営業部門、物流部門等に携わる等、豊富な経験を有しております。 西日本営業部長兼開発営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> え じり とも ゆき 江尻友征 (1965年8月30日生)	1988年4月 当社入社 1998年10月 当社静岡営業所長 2002年1月 当社金沢営業所長 2007年10月 当社福岡支店長 2013年4月 当社業務部長 2015年6月 当社海外営業部長 2016年6月 当社執行役員海外営業部長 2019年6月 当社取締役海外営業部長 2020年2月 当社取締役(現任) 東海ステップ株式会社代表取締役会長(現任) 2021年4月 日本足場ホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 日本足場ホールディングス株式会社 代表取締役社長 東海ステップ株式会社 代表取締役会長	21,900株
[選任理由] 1988年入社以来、営業部門、物流部門、海外営業部門、子会社経営等に携わる等、豊富な経験を有しております。 子会社代表取締役としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。			
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> いし ばし やす し 石橋康司 (1969年4月24日生)	1992年4月 当社入社 1997年7月 当社新規事業東海営業所長 2001年10月 当社新規事業中京営業所長 2009年4月 当社新規事業中京支店長 2013年4月 当社滋賀工場長 2016年6月 当社執行役員滋賀工場長 2017年10月 当社執行役員関東工場長 2021年10月 当社執行役員 栗山アルミ株式会社代表取締役社長 2022年10月 当社執行役員九州工場長(現任)	20,500株
[選任理由] 1992年入社以来、営業部門、製造部門、子会社経営等に携わる等、豊富な経験を有しております。 九州工場長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、新たに、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> ふる た そう いち 古 田 総 一 (1968年 9 月17日生)	1991年4月 当社入社 2019年3月 KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,LTD. 社長 (現任) 2019年6月 当社執行役員 2020年3月 当社執行役員海外営業部長 (現任) (重要な兼職の状況) KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,LTD. 社長	6,600株
<p>[選任理由]</p> <p>1991年入社以来、海外営業部門、子会社経営等に携わる等、豊富な経験を有しております。 海外営業部長としての職責を果たしており、当社の持続的な企業価値向上の実現に資する者であると判断し、新たに、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> かない みちこ 金井 美智子 (1955年6月16日生)	1990年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所（現弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1998年4月 同所パートナー 2002年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員（現任） 2007年6月 株式会社ユー・エス・ジェイ（現合同会社ユー・エス・ジェイ）社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任） 三共生興株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 IDEC株式会社社外取締役 2018年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年6月 アズワン株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員） 三共生興株式会社 社外監査役 IDEC株式会社 社外取締役（監査等委員） アズワン株式会社 社外取締役	5,700株
<p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>M&Aや国際取引及び知的財産権等の分野に精通しており、弁護士としての経験・識見を活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。</p> <p>そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 再任 社外 独立役員 </div> まる やま たか し 丸山隆司 (1948年6月23日生)	2004年6月 株式会社志摩スペイン村代表取締役社長 2006年3月 近鉄レジャーサービス株式会社取締役社長 2007年6月 近畿日本鉄道株式会社常務取締役 2011年4月 株式会社きんえい代表取締役社長 2017年6月 KNT-CTホールディングス株式会社代表取締役社長 2019年6月 同社代表取締役会長 2021年6月 当社社外取締役（現任）	一株
<p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>近鉄グループにて会社経営等に携わる等、会社の経営に関して豊富な経験を有しており、当社の経営に有用な助言及び提言をいただくことで、当社の企業価値向上に繋がるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金井美智子及び丸山隆司の両氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
- | | |
|--------|----|
| 金井美智子氏 | 8年 |
| 丸山隆司氏 | 2年 |
4. 金井美智子及び丸山隆司の両氏と当社の間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（48ページご参照）に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役 山岡美奈子氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">独立委員</div> やまおか みなこ 山岡 美奈子 (1959年4月7日生)	1998年1月 株式会社ファンケル化粧品事業部商品企画開発部長	800株
	2004年5月 同社営業本部通販営業部長	
	2007年4月 同社執行役員営業企画本部長	
	2007年11月 同社取締役執行役員化粧品カンパニー長	
	2010年5月 同社取締役執行役員事業開発推進本部長 兼新規事業開発部長	
	2013年3月 同社取締役専務執行役員兼化粧品カンパニー長	
	2014年4月 同社取締役専務執行役員兼株式会社ファンケル 化粧品代表取締役社長	
	2017年4月 同社取締役専務執行役員兼新規業態開発担当	
	2018年7月 同社顧問	
	2020年5月 株式会社アズコーポレーションCMM 事業担当取締役	
2021年3月 日華化学株式会社社外取締役（現任）		
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 日華化学株式会社 社外取締役		
[選任理由及び期待される役割の概要] 株式会社ファンケル等にて上記の職務を経験する等、会社の経営に関して豊富な経験を有しており、その培われた経験に基づいた助言及び監視をいただくことにより監査等委員である社外取締役としての役割を果たすことが期待できることから、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山岡美奈子氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
山岡美奈子氏 2年
4. 山岡美奈子氏と当社の間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告（48ページご参照）に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本總會終了後の取締役及び監査等委員のスキルマトリックス

	氏名		性別	経営経験	営業・ マーケティング	製造・調達	財務・会計	法務・ リスク管理
取締役	こんどう かつひこ 近藤 勝彦		男性	○	○	○		
	やだ ひろゆき 矢田 裕之		男性		○	○		
	ほまの のぼる 濱野 昇		男性		○			
	あさかわ かずゆき 浅川 和之		男性		○			
	いしの かずひろ 石野 和浩		男性		○	○		
	えじり ともゆき 江尻 友征		男性	○	○	○		
	いしばし やすし 石橋 康司		男性	○	○	○		
	ふるた そういち 古田 総一		男性	○	○			
	かない みちこ 金井美智子	社外	女性					○
	まるやま たかし 丸山 隆司	社外	男性	○	○			
取締役 (監査等 委員)	にしだ のりお 西田 範夫		男性				○	
	やすだ かな 安田 加奈	社外	女性				○	
	とくだ たく 徳田 琢	社外	男性					○
	やまおか みなこ 山岡美奈子	社外	女性	○	○			

(注) 各取締役及び各取締役（監査等委員）が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社第56回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。

その後、直近では2020年6月24日開催の当社第68回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、同対応策（以下、当社第68回定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現プラン」といいます。）を継続いたしております。

現プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。

その結果、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、2023年5月12日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、新たに継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第18条の定めに基づき、本プランを継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本プランの継続に当たり、形式的な文言の修正等を行っておりますが、実質的な内容に変更はございません。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、証券取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

II 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1947年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めてまいりました。1957年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、日本各地に販売拠点と工場を展開し、土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

- ① お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点
- ② お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力
- ③ お客様へ即納できるよう、全国の販売拠点で在庫を持ち、配送を行うクイックデリバリー体制
- ④ お客様のニーズにお応えするための約5万点を超える豊富な取扱商材

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、既存コア事業の一層の収益力強化に加え、事業環境の変化に対応すべく、今後成長が見込まれる分野への事業展開を進め、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- ① 当社は、コア事業であります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- ② 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。放射性物質の除染作業で使用されます耐候性大型土のうや産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグ等の供給を通じて、環境や街路緑化、産業廃棄物処理、災害復旧関連事業などの環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。

- ③ 当社は、今後成長が見込まれる分野（海外、社会インフラの老朽化に伴う維持修繕工事、人手不足・働き方改革への対応に伴う省力化等）への事業展開を次のとおり実施しております。

2010年	LED照明等の環境、エコ関連分野への事業展開を目的に電設資材卸売業の三和電材株式会社を子会社化
2012年	アセアン諸国での事業拡大を目的にタイ国での現地法人設立
2014年	産業の自動化・省力化分野への事業展開を目的に省力化機器等の設計・製造を行う中央技研株式会社を子会社化
2016年	製品・サービス向上を目的に株式会社秋長製作所より「アルプス印の鉄滑車」の製造事業を譲受
2018年	付加価値の高い製品拡販を目的に「あと施工アンカーボルト」等の建築用金物製造販売業のエヌパット株式会社との業務資本提携
2019年	産業の自動化・省力化分野の強化を目的に株式会社メカトロエンジニアリングより「省力化、画像処理機器事業」を譲受
	社会インフラの老朽化に伴う維持修繕分野への事業展開を目的に仮設足場等の架払工事・レンタル事業を行うヒロセ興産株式会社（現：テックビルド株式会社）を子会社化
2020年	仮設足場等の架払工事の事業拡大を目的に同事業を行う東海ステップ株式会社を子会社化
2021年	仮設足場等の架払工事の事業拡大を目的に同事業を行う株式会社フコクを子会社化
	仮設足場等の架払工事における事業連携の強化を図るため同事業を行う子会社を統括する中間持株会社日本足場ホールディングス株式会社を設立
	今後需要の増加が見込まれるアルミ商材を当社グループの取扱商材に加えるためアルミ押出型材等の製造販売を行う栗山アルミ株式会社を子会社化

今後も、当社は企業の買収及び資本・業務提携等を進め、さらなる事業展開を図ってまいります。

- ④ 当社は、すべての工場において主力製品であります建築用ターンバックル及びアンカーボルト等のJIS表示許可並びにISO9001を取得し、高い生産技術に基づく高品質な製品の供給並びに新製品の開発力の向上に努めております。
- また、品質及び開発力の向上に加え、すべての工場において、環境マネジメントシステムであるISO14001を認証取得するなど、環境保全に配慮した活動にも努めております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実により、経営の健全性・透明性・効率性を向上させ、企業価値を高めることこそが、経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスの拡充の一環として、経営の透明性・効率性を高める目的で、弁護士及び経営者としての経験のある社外取締役2名を選任し、豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営上の助言を受けている他、弁護士、公認会計士及び他社での経営経験のある社外取締役3名を含む4名の監査等委員である取締役により、専門的な知見や経験を活かした客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査等委員である取締役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。1995年に株式上場してから2022年3月期までの27年間で業績の向上に応じて年間配当を19回増配いたしました。また、自己株式の取得も積極的に行っております。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保す

ることとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の5氏が就任いたします。

また、2023年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。

同時点において当社役員及びその関係者並びに社員持株会（以下、「当社役員等」といいます。）により発行済株式の約33.5%が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳でなく、独立した関係であることから、今後その各々の事情に基づき当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可能性が考えられます。それに加えて今後の事業拡大を図っていく上で、資本市場における資金調達を行うこともあり得ると考えており、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もあります。

このような状況下、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、本プランの必要性はあるものと認識しております。

なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の（i）又は（ii）に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

（i）当社が発行者である株式¹について、保有者²の株式保有割合³が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株式⁴について、公開買付け⁵に係る株式の株式所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（ii）において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式の種類及び数並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式の第三者への譲渡等、重要提案行為等⁸又はその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って、十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

組合員もしくはその他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名義及び職歴等を含みます。)

- (ii) 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約及びその他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

（i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント及びその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（i）買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

（ii）買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要及びその他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でない認められる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株

予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記2. (3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記2. (3) に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役を2年と法定どおりの任期としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1) に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株

式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払い込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社はその手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

別紙 1

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社社外取締役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント及びその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴
かない みちこ 金井 美智子 (1955年 6月16日生)	1990年 4月 弁護士登録 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 1998年 4月 同所パートナー 2002年 8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員（現任） 2007年 6月 株式会社ユー・エス・ジェイ（現 合同会社ユー・エス・ジェイ）社外監査役 2015年 6月 当社社外取締役（現任） 三共生興株式会社社外監査役（現任） 2016年 6月 IDEC株式会社社外取締役 2018年 6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年 6月 アズワン株式会社社外取締役（現任）
まるやま たかし 丸山 隆司 (1948年 6月23日生)	2004年 6月 株式会社志摩スペイン村代表取締役社長 2006年 3月 近鉄レジャーサービス株式会社取締役社長 2007年 6月 近畿日本鉄道株式会社常務取締役 2011年 4月 株式会社ぎんえい代表取締役社長 2017年 6月 KNT-CTホールディングス株式会社代表取締役社長 2019年 6月 同社代表取締役会長 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
やすだ かな 安田 加奈 (1969年 4月10日生)	1993年 10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年 4月 公認会計士登録 2000年 3月 安田会計事務所設立 同所所長（現任） 2004年 3月 税理士登録 2009年 9月 シンポ株式会社社外監査役 2010年 5月 スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年 6月 株式会社ゲオホールディングス社外取締役（現任） 2019年 6月 中央発條株式会社社外取締役（現任） 当社社外監査役 2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年 9月 株式会社物語コーポレーション社外取締役（現任）
とくだ たく 徳田 琢 (1972年 2月 5日生)	2000年 4月 弁護士登録、小澤・秋山法律事務所入所 2003年 10月 徳田法律事務所入所 2018年 10月 京都大学法科大学院非常勤講師 2020年 1月 徳田法律事務所代表弁護士（現任） 2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年 4月 京都大学法科大学院客員教授（現任）
やまおか みなこ 山岡 美奈子 (1959年 4月 7日生)	1998年 1月 株式会社ファンケル化粧品事業部商品企画開発部長 2004年 5月 同社営業本部通販営業部長 2007年 4月 同社執行役員営業企画本部長 2007年 11月 同社取締役執行役員化粧品カンパニー長 2010年 5月 同社取締役執行役員事業開発推進本部長兼新規事業開発部長 2013年 3月 同社取締役専務執行役員兼化粧品カンパニー長 2014年 4月 同社取締役専務執行役員兼株式会社ファンケル化粧品代表取締役社長 2017年 4月 同社取締役専務執行役員兼新規業態開発担当 2018年 7月 同社顧問 2020年 5月 株式会社アンズコーポレーションCMM事業担当取締役 2021年 3月 日華化学株式会社社外取締役（現任） 2021年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

(注) 1. 上記5氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、金井美智子氏、丸山隆司氏、安田加奈氏、徳田琢氏及び山岡美奈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

別紙 3

当社の大株主の株式保有状況

2023年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社藤和興産	3,014	11.83
BBH FOR FIDELITY LOW – PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,595	6.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,472	5.78
コンドーテック社員持株会	1,401	5.50
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.89
株式会社Fプランニング	900	3.53
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.96
株式会社藤登興産	676	2.65
近藤 雅英	664	2.61
有限会社純	535	2.10
合 計	12,260	48.12

- (注) 1. 当社は自己株式864千株を保有しておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。
 2. 持株比率は自己株式864千株を除いて算出しております。
 3. 2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書 (No.6) においてフィデリティ投信株式会社が、2019年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
 なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	2,656	9.74

4. 2022年4月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書 (No.2) において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、2022年4月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
 なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.86
三菱UFJ信託銀行株式会社	510	1.94
三菱UFJ国際投信株式会社	87	0.33
合 計	1,352	5.13

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

別紙 5

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。
2. 割当対象株主
割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件
(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとしします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしします。
8. 当社による本新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとしします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしします。
9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとしします。
10. 本新株予約権の行使期間等
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとしします。

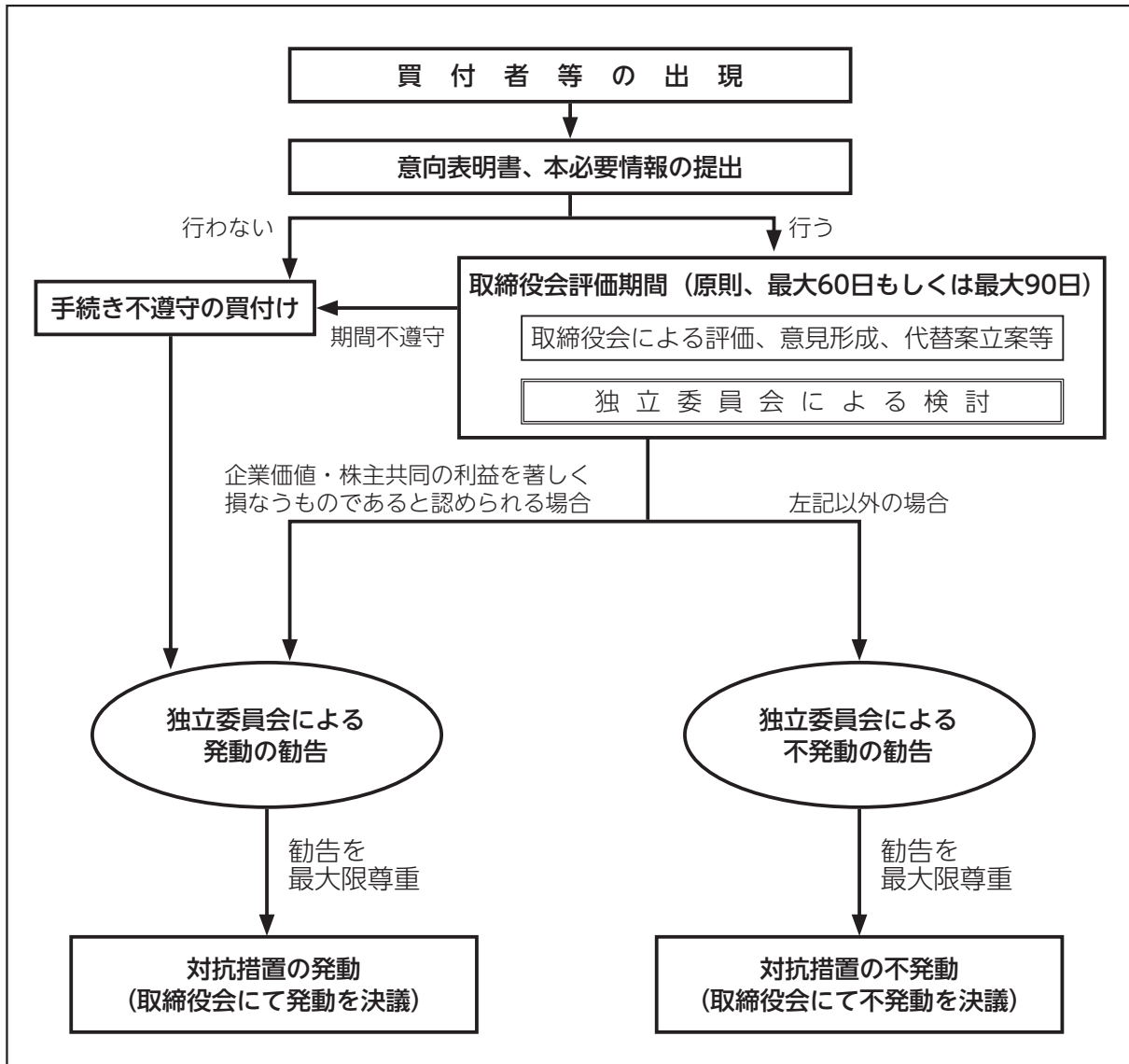
以 上

11 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととしします。

12 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとしします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとしします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととしします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

本プランの手續きに関するフロー図



※このスキーム図は、本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展などにより、経済社会活動の制限が緩和され、一部に弱さがみられるものの持ち直してまいりました。しかしながら、原油や資材価格の高騰などに起因する景気下振れリスクの高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、民間設備投資が持ち直していることに加え、公共投資や住宅投資が底堅く推移しております。

このような状況のもとで、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こし、新商材の拡販などの営業活動に取り組んでまいりました。また、2021年10月には栗山アルミ株式会社を子会社化するなど、当社グループの成長を加速する各種施策も推進しております。なお、現在の事業環境を踏まえて将来の回収可能性を検討した結果、のれんの一部を減損処理いたしました。

以上の結果、建設需要の回復や資材価格高騰分の販売価格への転嫁に加え、前連結会計年度に子会社化した栗山アルミ株式会社の売上高が寄与し、当連結会計年度の売上高は75,447百万円（前期比14.1%増）と増収になりました。

利益面につきましては、売上総利益率の低下、運賃や人件費を中心とする販売費及び一般管理費の増加などを増収効果で吸収したことにより、営業利益は4,355百万円（同21.2%増）、経常利益は4,563百万円（同19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,414百万円（同5.7%増）と増益になりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントは「産業資材」、「鉄構資材」、「電設資材」から、「産業資材」、「鉄構資材」、「電設資材」、「足場工事」に変更いたしました。そのため、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値と比較しております。

<産業資材>

前連結会計年度に子会社化した栗山アルミ株式会社の売上高が寄与したことに加え、製造原価や仕入価格上昇分の販売価格への転嫁等の結果、当セグメントの売上高は37,610百万円（前期比11.1%増）となりました。

<鉄構資材>

大型物件を中心とした鉄骨需要の回復や製造原価や仕入価格上昇分の販売価格への転嫁により、鉄骨部材、アンカーボルト、ブレースなどが好調に推移した結果、当セグメントの売上高は19,963百万円（前期比24.0%増）となりました。

<電設資材>

設備投資の回復や半導体不足による商品供給遅延が解消するとともに、メーカー各社からの仕入価格の引き上げ等に応じた価格設定と店舗LED化等カーボンニュートラルに順じた営業展開を推進した結果、当セグメントの売上高は9,502百万円（前期比10.4%増）となりました。

<足場工事>

民間建設投資は回復傾向にあるものの住宅物件の需要減少により工事売上がほぼ横ばいとなりましたが、複数のスポット受注や足場機材価格の上昇に伴うレンタル需要の増加により足場機材の販売やレンタル売上が好調に推移した結果、当セグメントの売上高は8,371百万円（前期比10.6%増）となりました。

2. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済社会活動の制限緩和に伴い経済活動の回復が期待されるものの、原油や資材価格の高止まりが懸念されるなど、先行きは引き続き非常に不透明な状況にあります。

当社グループ関連業界におきましても、建設需要は長期的には堅調と思われるものの、労働力不足による物件の進捗遅れや資材価格の高騰に起因する設備投資の抑制などが懸念されます。

このような状況のもとで、当社グループは、設備投資や人的資本への投資を継続することで生産性を向上させるとともに、拠点展開や新規販売先の開拓、新商材の拡販などの成長戦略を実行し、企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,453百万円で、その主なものは、子会社の移転営業拠点の土地及び建物の取得、当社の製造部門の生産設備の更新及び増強であります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

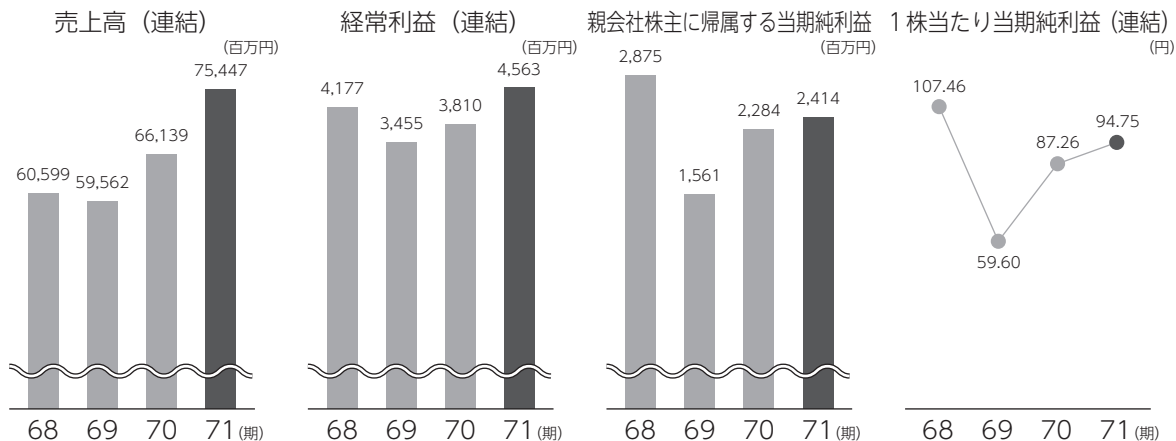
5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)	第71期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売 上 高	百万円 60,599	百万円 59,562	百万円 66,139	百万円 75,447
経 常 利 益	百万円 4,177	百万円 3,455	百万円 3,810	百万円 4,563
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円 2,875	百万円 1,561	百万円 2,284	百万円 2,414
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	107円46銭	59円60銭	87円26銭	94円75銭
総 資 産	百万円 46,335	百万円 49,426	百万円 56,009	百万円 58,163
純 資 産	百万円 28,387	百万円 29,022	百万円 32,066	百万円 33,285
1 株 当 た り 純 資 産	1,071円09銭	1,110円01銭	1,170円84銭	1,227円81銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式（株式付与ESOP信託及び株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を含む）を控除して算出しております。

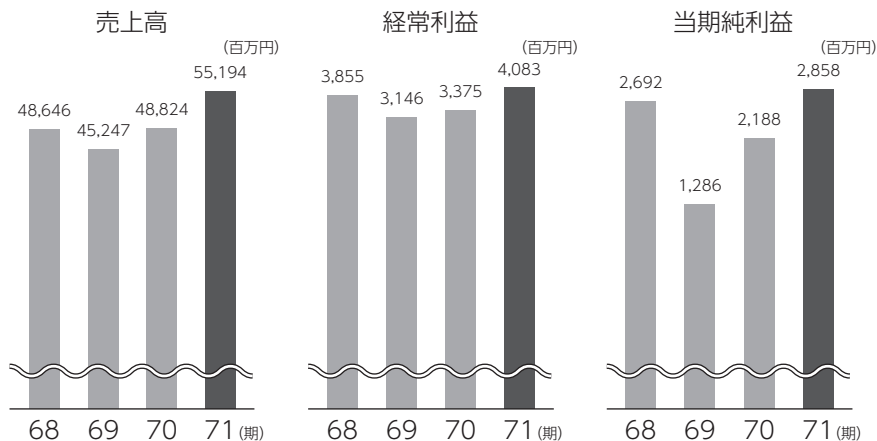


(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第68期 (2020年3月期)	第69期 (2021年3月期)	第70期 (2022年3月期)	第71期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高	百万円 48,646	百万円 45,247	百万円 48,824	百万円 55,194
経 常 利 益	百万円 3,855	百万円 3,146	百万円 3,375	百万円 4,083
当 期 純 利 益	百万円 2,692	百万円 1,286	百万円 2,188	百万円 2,858
1 株 当 た り 利 益	100円63銭	49円12銭	83円58銭	112円17銭
総 資 産	百万円 41,405	百万円 43,580	百万円 52,006	百万円 53,663
純 資 産	百万円 27,122	百万円 27,259	百万円 28,264	百万円 29,983
1 株 当 た り 資 産	1,023円32銭	1,042円49銭	1,099円93銭	1,176円78銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式(株式付与ESOP信託及び株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を含む)を控除して算出しております。



6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三和電材株式会社	百万円 283	100.0%	電設資材卸売業
KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバツ 102	99.9%	産業資材、鉄構資材及び電設資材等の輸出入並びに販売
中央技研株式会社	百万円 45	100.0%	各種機械器具設計、製造販売
日本足場ホールディングス株式会社	百万円 50	100.0%	足場施工事業を営む子会社の経営管理等
テックビルド株式会社	百万円 210	100.0% (100.0)	土木建築用足場等の架拡工事及びレンタル
東海ステップ株式会社	百万円 100	100.0% (100.0)	土木建築用足場等の架拡工事及びレンタル
株式会社フコク	百万円 33	100.0% (100.0)	土木建築用足場等の架拡工事及びレンタル
栗山アルミ株式会社	百万円 96	60.9%	アルミ押出型材等の製造販売

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2. 出資比率の()内は、間接保有割合を内数で表示しております。

7. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、建設関連資材を中心に事業展開しており、「産業資材」、「鉄構資材」、「電設資材」及び「足場工事」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント	主要な事業内容
産業資材	金物小売業者向けに土木・建築資材、機械装置等を製造・仕入販売
鉄構資材	鉄骨加工業者向けに建築関連資材を製造・仕入販売
電設資材	家屋、ビル、施設、工場などの建設に携わる電気工事業者や家電小売店向けに電設資材を仕入販売
足場工事	工務店や中堅ゼネコン向けに足場架拡工事及び仮設足場機材を仕入販売、レンタル

- (注) 当社グループの報告セグメントは、前連結会計年度まで「産業資材」、「鉄構資材」、「電設資材」としておりましたが、「産業資材」に含めていた足場施工事業を「足場工事」として区分し、当連結会計年度より、「産業資材」、「鉄構資材」、「電設資材」、「足場工事」に変更いたしました。この変更は、当社の中期経営計画の中で重点事業のひとつとして位置づける足場施工事業の重要性が増してきたことから、当社グループの事業への理解の促進等を目的とするものであります。

8. 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

(1) 当社

本 社（大阪市西区）							
東京本社（東京都江東区）							
東日本営業部	札幌支店	（北海道石狩市）	仙台支店	（仙台市若林区）	青森営業所	（青森県青森市）	
	秋田営業所	（秋田県秋田市）	盛岡営業所	（岩手県紫波郡）	郡山営業所	（福島県郡山市）	
	東京支店	（東京都江東区）	結城営業所	（茨城県結城市）	千葉営業所	（千葉県花見川区）	
	横浜支店	（横浜市港北区）	新潟支店	（新潟市東区）	埼玉営業所	（埼玉県川越市）	
	八王子営業所	（東京都八王子市）	静岡営業所	（静岡市葵区）			
西日本営業部	名古屋支店	（名古屋市中川区）	松本営業所	（長野県松本市）	金沢営業所	（石川県金沢市）	
	大阪支店	（大阪市西区）	京都営業所	（京都府八幡市）	神戸営業所	（神戸市西区）	
	高松営業所	（香川県高松市）	広島支店	（広島市安佐南区）	福岡支店	（福岡市東区）	
	長崎営業所	（長崎県諫早市）	熊本営業所	（熊本県上益城郡）	鹿児島営業所	（鹿児島県霧島市）	
海外営業部（大阪市西区）							
開発営業部	ホームセンターグループ	（大阪市港区）	鉄道環境グループ	（大阪市港区）	eコマースグループ	（大阪市港区）	
鉄構営業部	東北営業所	（仙台市若林区）	福島営業所	（福島県郡山市）	北関東支店	（茨城県結城市）	
	群馬営業所	（群馬県高崎市）	関東支店	（埼玉県川越市）	東関東営業所	（千葉県花見川区）	
	神奈川営業所	（横浜市港北区）	長野営業所	（長野県長野市）	東海営業所	（静岡県葵区）	
	浜松営業所	（浜松市東区）	中京支店	（愛知県一宮市）	京滋営業所	（京都府八幡市）	
	関西支店	（大阪市西区）	兵庫営業所	（兵庫県小野市）	岡山営業所	（岡山県津山市）	
	山陽営業所	（広島市安佐南区）	北九州営業所	（福岡県直方市）	九州営業所	（福岡県久留米市）	
業 務 部	（大阪市港区）	関東物流センター	（茨城県結城市）				
札幌工場	（北海道石狩市）	関東工場	（茨城県結城市）	滋賀工場	（滋賀県蒲生郡）	九州工場	（福岡県直方市）

- (注) 1. 2022年4月1日付で群馬営業所（群馬県高崎市）を開設いたしました。
 2. 鉄道環境グループ及びeコマースグループは2022年10月3日付で大阪市港区へ移転いたしました。
 3. 当事業年度末日後の2023年4月1日付で、組織変更により鉄構営業部を東日本鉄構営業部及び西日本鉄構営業部に分割しております。
 4. 当事業年度末日後の2023年5月8日付で大阪支店は大阪市港区へ移転しております。

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

本 社（名古屋市西区）					
本部営業所	（名古屋市西区）	特販営業部	（名古屋市西区）	住設営業部	（名古屋市西区）
名東営業所	（名古屋市名東区）	東営業所	（名古屋市東区）	中川営業所	（名古屋市中川区）
南営業所	（名古屋市南区）	豊明営業所	（愛知県豊明市）	安城FA営業部	（愛知県安城市）
岡崎営業所	（愛知県岡崎市）	半田営業所	（愛知県半田市）	愛北営業所	（愛知県丹羽郡）
岐阜営業所	（岐阜県岐阜市）	大阪営業所	（大阪市西区）		

- (注) 1. 2022年4月1日付で組織改編を行い、安城営業所を安城FA営業部へ変更いたしました。
 2. 当連結会計年度末日後の2023年4月1日付で、次のとおり組織改編を行っております。
 ・本部営業所を本店営業部へ変更しております。
 ・名東営業所及び東営業所を統合し、名古屋東支店（名古屋市名東区）を開設しております。
 ・半田営業所を南営業所へ統合しております。

② KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd. (タイ・バンコク市)

③ 中央技研株式会社

本 社 (滋賀県犬上郡)
草津営業所 (滋賀県草津市)

④ 日本足場ホールディングス株式会社 (東京都江東区)

⑤ テックビルド株式会社

本 社 (東京都大田区)		
埼玉センター (埼玉県狭山市)	京葉センター (千葉県柏市)	神奈川センター (相模原市緑区)
仙台営業所 (仙台市泉区)	福島営業所 (福島県郡山市)	北関東営業所 (茨城県ひたちなか市)
京葉営業所 (千葉県柏市)	埼玉営業所 (埼玉県狭山市)	神奈川営業所 (相模原市緑区)
金沢営業所 (石川県金沢市)	富山営業所 (富山県富山市)	関西営業所 (大阪市中央区)
南大阪営業所 (大阪府和泉市)	岡山営業所 (岡山市北区)	福山営業所 (広島県福山市)
広島営業所 (広島県廿日市市)	福岡営業所 (福岡市東区)	

(注) 1. 岡山営業所は2022年5月30日付で岡山市北区へ移転いたしました。
2. 福岡営業所は2023年1月23日付で福岡市東区へ移転いたしました。

⑥ 東海ステップ株式会社

本 社 (静岡県藤枝市)		
磐田営業所 (静岡県磐田市)	焼津営業所 (静岡県焼津市)	清水営業所 (静岡市清水区)
富士営業所 (静岡県富士市)	三島営業所 (静岡県三島市)	伊勢原営業所 (神奈川県伊勢原市)
横浜営業所 (横浜市瀬谷区)	八王子営業所 (東京都あきる野市)	千葉北営業所 (千葉市稲毛区)
埼玉南営業所 (埼玉県越谷市)	特建事業所 (相模原市南区)	レンタル藤枝 (静岡県藤枝市)
レンタル小山 (静岡県駿東郡)	レンタル厚木 (神奈川県厚木市)	土木・橋梁事業所 (相模原市南区)

(注) 1. 2022年4月1日付で土木・橋梁事業所(相模原市南区)を開設いたしました。
2. 三島営業所は2022年5月24日付で静岡県三島市へ移転いたしました。
3. 当連結会計年度末日後の2023年4月1日付で組織改編を行い、埼玉南営業所を廃止し、レンタル埼玉南を開設しております。

⑦ 株式会社フコク

本 社 (仙台市泉区)		
仙台センター (仙台市泉区)	仙北センター (宮城県登米市)	仙南センター (宮城県角田市)
郡山センター (福島県郡山市)	宇都宮センター (栃木県宇都宮市)	

⑧ 栗山アルミ株式会社

本 社 (名古屋市中村区)		
本 社 工 場 (岐阜県大垣市)	大 阪 支 店 (大阪市淀川区)	名 古 屋 支 店 (名古屋市中村区)

9. 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,278名	63名増加

(注) 従業員数は臨時従業員を除いております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
754名	21名増加	41.9歳	14.0年

- (注) 1. 従業員数は当社から子会社三和電材株式会社への出向者1名、子会社中央技研株式会社への出向者1名、子会社日本足場ホールディングス株式会社への出向者4名、子会社テックビルド株式会社への出向者3名、子会社株式会社フコクへの出向者1名及び子会社栗山アルミ株式会社への出向者3名を除いております。
2. 従業員数は臨時従業員を除いております。

10. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 当社

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,000百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円
株式会社りそな銀行	500百万円

(2) 子会社

① 三和電材株式会社

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
株式会社中京銀行	100百万円

② 中央技研株式会社

借入先	借入金残高
株式会社滋賀銀行	30百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11百万円

③ テックビルド株式会社

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	582百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

④ 東海ステップ株式会社

借入先	借入金残高
株式会社静岡銀行	153百万円

⑤ 株式会社フコク

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	198百万円
株式会社七十七銀行	43百万円
株式会社常陽銀行	27百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 26,344,400株 |
| 3. 株主数 | 6,670名 |
| 4. 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社藤和興産	3,014	11.83
BBH FOR FIDELITY LOW—PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,595	6.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,472	5.78
コンドーテック社員持株会	1,401	5.50
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247	4.89
株式会社Fプランニング	900	3.53
株式会社三菱UFJ銀行	753	2.96
株式会社藤登興産	676	2.65
近藤 雅英	664	2.61
有限会社純	535	2.10

- (注) 1. 当社は自己株式864千株を保有しておりますが、上記「大株主」には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式864千株を除いて算出しております。
3. 2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書 (No.6) においてフィデリティ投信株式会社が、2019年9月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	2,656千株	9.74%

4. 2022年4月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書 (No.2) において株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが、2022年4月11日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
株式会社三菱UFJ銀行	753千株	2.86%
三菱UFJ信託銀行株式会社	510千株	1.94%
三菱UFJ国際投信株式会社	87千株	0.33%
合 計	1,352千株	5.13%

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	36,000株	8名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、当事業報告の「Ⅳ 会社役員に関する事項」の「3. 取締役の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	859,000株
株式の取得価額の総額	899百万円
取得期間	2022年1月4日から2022年7月7日まで
取得理由	株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 当事業年度末日における取締役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 勝 彦	有限会社藤和興産 代表取締役 株式会社藤登興産 代表取締役
専 務 取 締 役	矢 田 裕 之	管理本部長兼総務部長兼事業戦略室長 日本足場ホールディングス株式会社 取締役 テックビルド株式会社 取締役 東海ステップ株式会社 取締役 株式会社フコク 取締役
常 務 取 締 役	濱 野 昇	営業本部長兼鉄構営業部長
常 務 取 締 役	百 田 陽 一	製造本部長
取 締 役	浅 川 和 之	東日本営業部長兼東京支店長
取 締 役	江 尻 友 征	日本足場ホールディングス株式会社 代表取締役社長 東海ステップ株式会社 代表取締役会長
取 締 役	石 野 和 浩	西日本営業部長兼開発営業部長 三和電材株式会社 取締役 中央技研株式会社 取締役 栗山アルミ株式会社 取締役
取 締 役	安 藤 朋 也	相談役
取 締 役	金 井 美 智 子	弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所 社員） 三共生興株式会社 社外監査役 IDEC株式会社 社外取締役（監査等委員） アズワン株式会社 社外取締役
取 締 役	丸 山 隆 司	
取 締 役 （常勤監査等委員）	西 田 範 夫	三和電材株式会社 監査役 中央技研株式会社 監査役 日本足場ホールディングス株式会社 監査役 テックビルド株式会社 監査役 東海ステップ株式会社 監査役 株式会社フコク 監査役 栗山アルミ株式会社 監査役
取 締 役 （監査等委員）	安 田 加 奈	公認会計士（安田会計事務所 所長） スギホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役 中央発條株式会社 社外取締役 株式会社物語コーポレーション 社外取締役
取 締 役 （監査等委員）	徳 田 琢	弁護士（徳田法律事務所 代表弁護士）
取 締 役 （監査等委員）	山 岡 美 奈 子	日華化学株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役金井美智子氏、取締役丸山隆司氏、取締役（監査等委員）安田加奈氏、取締役（監査等委員）徳田琢氏及び取締役（監査等委員）山岡美奈子氏は、社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 取締役（監査等委員）安田加奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西田範夫氏を常勤の監査等委員として選任しております。
4. 2022年6月24日開催の第70回定時株主総会において、石野和浩氏は取締役として新たに選任され、就任いたしました。
5. 当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
安藤 朋也	取締役相談役	取締役副社長	2022年6月24日
百田 陽一	常務取締役製造本部長	常務取締役製造本部長兼九州工場長	2022年10月1日

6. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
近藤 勝彦	—	三和電材株式会社取締役	2022年6月10日
	—	栗山アルミ株式会社取締役	2022年6月10日
石野 和浩	三和電材株式会社取締役	—	2022年6月10日
	栗山アルミ株式会社取締役	—	2022年6月10日
安藤 朋也	—	日本足場ホールディングス株式会社取締役	2022年6月17日

7. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動については次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
瀧野 昇	常務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長兼鉄構営業部長	2023年4月1日
石野 和浩	取締役西日本営業部長兼開発営業部長兼eコマースグループ長	取締役西日本営業部長兼開発営業部長	2023年4月1日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び当事業報告「I 企業集団の現況に関する事項」の「6. 重要な親会社及び子会社の状況」の「(2) 重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役等（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、損害が被保険者のコンプライアンス違反に基づくものである場合には填補の対象としないこととしております。

3. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の報酬を決定するに当たっての基本方針

当社は、グループ会社の経営ビジョン実現に向けた中期経営計画の達成を図る目的で、以下を基本的な考え方とする。

- ・当社グループの持続的発展と中長期的な企業価値向上
- ・株主と利益意識の共有できる報酬体系
- ・報酬の決定プロセスの客観性・透明性の確保

当社の取締役の報酬構成は、固定報酬と株式報酬及びインセンティブ報酬として中期経営計画の目標達成時に給付する業績連動型株式報酬で構成し、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするものとする。

② 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i) 株式報酬

当社の株式報酬は、業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした「株式報酬」として、役位と職責に基づき当社の株式を付与するものとする。

なお、譲渡制限付株式の譲渡制限は、原則として取締役の退任時に解除するものとする。

(ii) 業績連動型株式報酬

当社の業績連動報酬は、インセンティブ報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として業績指標を反映した株式報酬とした「業績連動型株式報酬」として、各事業年度の連結経常利益の目標値達成に基づき、毎年、一定の時期に株式を付与することとする。

なお、譲渡制限付株式の譲渡制限は、原則として取締役の退任時に解除するものとする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬体系の割合については、当社の同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業ベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウエイトが高まる構成とし、報酬総額に占める株式での報酬比率は、各事業年度の連結経常利益の目標達成時に概ね10%～15%となるように設計するものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別報酬額については、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの客観性・透明性を確保し、説明責任を強化するため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関である指名報酬委員会における審査結果を踏まえ、取締役会の決議により決定するものとする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			支給額
		基本報酬	株式報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。）	10名	193百万円	22百万円	14百万円	229百万円
取締役（監査等委員）	4名	32百万円	— 百万円	— 百万円	32百万円
計	14名	225百万円	22百万円	14百万円	262百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）及び取締役（監査等委員）に対する支給額（基本報酬）には、社外取締役2名及び社外取締役（監査等委員）3名に対する支給額28百万円が含まれております。
2. 業績連動型株式報酬に係る業績指標は、連結経常利益目標（3,970百万円）に対してであり、その実績は4,563百万円であります。当該指標を選択した理由は、インセンティブ報酬として事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的としたためであります。当社の業績連動型株式報酬は、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式を付与するもので、個別の取締役に付与する譲渡制限付株式は、役位、職責を考慮しております。なお、当事業年度において業績連動型株式報酬に係る業績指標の目標に対して達成したため、業績連動型株式報酬を付与しております。
3. 株式報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は上記「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は当事業報告の「II会社の株式に関する事項」の「5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名（うち社外取締役は2名）であります。また、2021年6月22日開催の第69回定時株主総会において上記の取締役の報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度として、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社株式の総数は年間73,800株以内とし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額120百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は7名であります。
5. 取締役（監査等委員）の報酬等の額は、2020年6月24日開催の第68回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼職の状況	当該法人等との関係
取 締 役	金 井 美智子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 三共生興株式会社 社外監査役 IDEC株式会社 社外取締役（監査等委員） アズワン株式会社 社外取締役	当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
取 締 役 （監査等委員）	安 田 加 奈	安田会計事務所 所長 スギホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役 中央発條株式会社 社外取締役 株式会社物語コーポレーション 社外取締役	当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
取 締 役 （監査等委員）	徳 田 琢	徳田法律事務所 代表弁護士	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取 締 役 （監査等委員）	山 岡 美奈子	日華化学株式会社 社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	金井美智子	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役	丸山隆司	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から発言を行っており、特にM&Aについて監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 (監査等委員)	安田加奈	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	徳田 琢	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っており、特にM&Aについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	山岡美奈子	<p>当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から発言を行っており、特にM&Aについて監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会においては、当社の内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役金井美智子氏、社外取締役丸山隆司氏、社外取締役（監査等委員）安田加奈氏、社外取締役（監査等委員）徳田琢氏及び社外取締役（監査等委員）山岡美奈子氏と、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、KONDOTEC INTERNATIONAL (THAILAND) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の監査の品質及び継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査等委員会の決定に基づいて会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI 会社の体制及び方針

次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づきインターネット上の当社ホームページ（<https://www.kondotec.co.jp/ir/stocksinfo/meeting.html>）の「第71回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」に掲載しております。

1. 業務の適正を確保するための体制
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針

◎本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
また、1株当たり指標及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,402	流 動 負 債	22,630
現金及び預金	10,733	支払手形及び買掛金	5,015
受取手形	3,932	電子記録債務	9,738
売掛金	10,161	短期借入金	3,610
契約資産	88	一年内返済予定の長期借入金	224
電子記録債権	3,695	未払法人税等	946
商品及び製品	6,446	賞与引当金	878
仕掛品	770	その他	2,216
原材料及び貯蔵品	915	固 定 負 債	2,247
その他	670	長期借入金	512
貸倒引当金	△ 12	繰延税金負債	927
固 定 資 産	20,761	再評価に係る繰延税金負債	178
有形固定資産	15,403	退職給付に係る負債	316
建物及び構築物	3,664	その他	311
機械装置及び運搬具	1,453	負 債 合 計	24,878
土地	9,380	純 資 産 の 部	
その他	905	株 主 資 本	32,679
無形固定資産	4,286	資本金	2,666
のれん	2,883	資本剰余金	2,434
顧客関連資産	1,286	利益剰余金	28,472
その他	116	自己株式	△ 893
投資その他の資産	1,070	その他の包括利益累計額	△ 1,395
投資有価証券	331	その他有価証券評価差額金	124
繰延税金資産	366	繰延ヘッジ損益	△ 11
退職給付に係る資産	110	土地再評価差額金	△ 1,510
その他	283	為替換算調整勘定	69
貸倒引当金	△ 21	退職給付に係る調整累計額	△ 66
資 産 合 計	58,163	非支配株主持分	2,000
		純 資 産 合 計	33,285
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,163

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		75,447
売上原価		59,194
売上総利益		16,253
販売費及び一般管理費		11,898
営業利益		4,355
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	7	
仕入割引	135	
その他	83	228
営業外費用		
支払利息	9	
その他	10	19
経常利益		4,563
特別利益		
固定資産売却益	18	18
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	13	
減損損失	611	
投資有価証券売却損	0	625
税金等調整前当期純利益		3,957
法人税、住民税及び事業税	1,516	
法人税等調整額	2	1,518
当期純利益		2,438
非支配株主に帰属する当期純利益		23
親会社株主に帰属する当期純利益		2,414

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	27,879	流 動 負 債	23,478
現金及び預金	6,857	支払手形	3
受取手形	3,300	買掛金	3,262
売掛金	7,476	電子記録債務	9,738
電子記録債権	3,208	短期借入金	3,000
商品及び製品	5,695	関係会社短期借入金	4,700
仕掛品	314	未払法人税等	758
原材料及び貯蔵品	573	賞与引当金	719
その他	457	その他	1,296
貸倒引当金	△4	固 定 負 債	202
固 定 資 産	25,784	再評価に係る繰延税金負債	178
有 形 固 定 資 産	9,461	退職給付引当金	1
建物	2,263	その他	21
構築物	111	負 債 合 計	23,680
機械及び装置	1,412	純 資 産 の 部	
車両運搬具	28	株 主 資 本	31,382
土地	5,539	資 本 金	2,666
その他	106	資 本 剰 余 金	2,434
無 形 固 定 資 産	59	資 本 準 備 金	2,434
その他	59	利 益 剰 余 金	27,174
投資その他の資産	16,263	利 益 準 備 金	216
投資有価証券	300	その他利益剰余金	26,958
関係会社株式	15,432	圧縮記帳積立金	207
繰延税金資産	203	別 途 積 立 金	7,610
前払年金費用	207	繰越利益剰余金	19,140
その他	130	自 己 株 式	△ 893
貸倒引当金	△11	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,398
資 産 合 計	53,663	その他有価証券評価差額金	123
		繰延ヘッジ損益	△11
		土地再評価差額金	△1,510
		純 資 産 合 計	29,983
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,663

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,194
売上原価		43,093
売上総利益		12,100
販売費及び一般管理費		8,060
営業利益		4,040
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	13	
仕入割引	25	
その他	21	61
営業外費用		
支払利息	10	
その他	7	18
経常利益		4,083
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		4,083
法人税、住民税及び事業税	1,224	
法人税等調整額	1	1,225
当期純利益		2,858

(注) 百万円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

コンドーテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コンドーテック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

コンドーテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コンドーテック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

コンドーテック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西 田 範 夫 ㊟

監 査 等 委 員 安 田 加 奈 ㊟

監 査 等 委 員 徳 田 琢 ㊟

監 査 等 委 員 山 岡 美 奈 子 ㊟

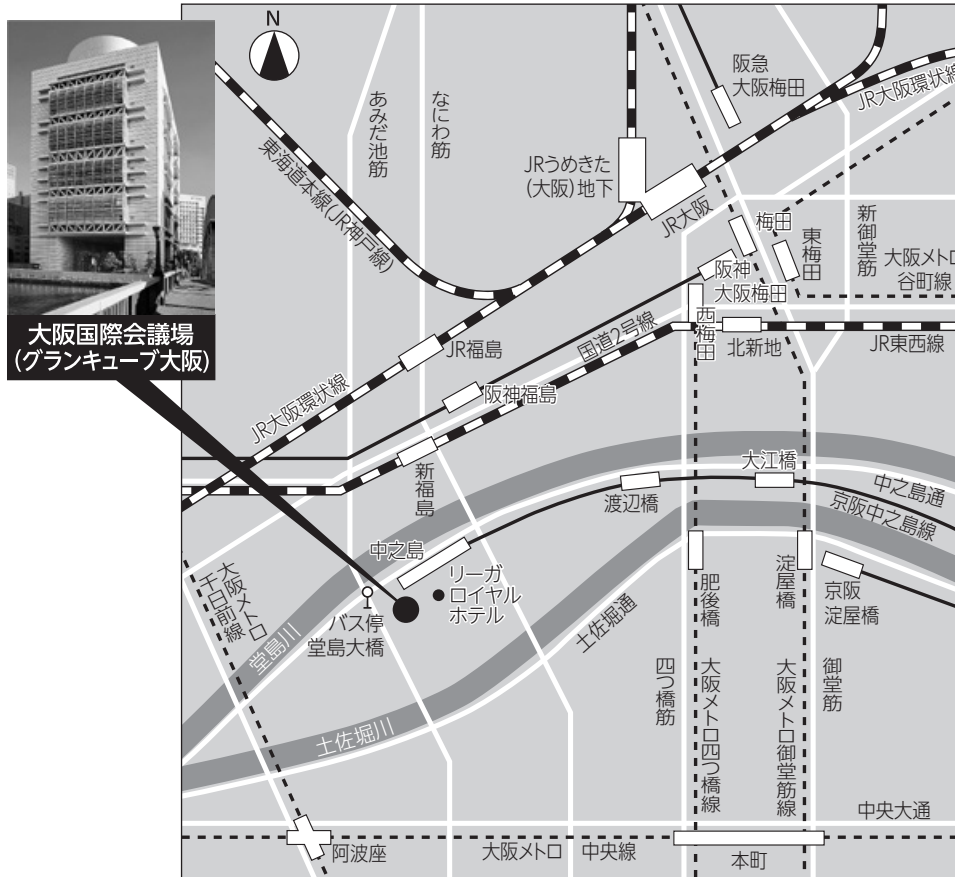
(注) 監査等委員安田加奈及び徳田 琢並びに山岡美奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会 会場ご案内図

場所

大阪国際会議場(グランキューブ大阪)12階 特別会議場

大阪市北区中之島五丁目3番51号



大阪国際会議場
(グランキューブ大阪)

交通機関

- 京阪電鉄中之島線 中之島駅……………2番出口すぐ
- JR大阪環状線 福島駅……………徒歩約15分
- JR東西線 新福島駅……………3番出口より徒歩約10分
- 阪神電鉄本線 福島駅……………3番出口より徒歩約10分
- 大阪メトロ 阿波座駅……………中央線1号出口・千日前線9号出口より徒歩約15分
- 大阪シティバス……………JR大阪駅前バスターミナルより、「53系統 船津橋行」又は「55系統 鶴町四丁目行」で約15分「堂島大橋」バス停下車すぐ
- 中之島ループバスふらら……………大阪メトロ・京阪淀屋橋駅バス停(4番出口・住友ビル前)より約15分「リーガロイヤルホテル・大阪国際会議場前」バス停下車すぐ
- シャトルバス……………JR大阪駅西側(高架下)から「リーガロイヤルホテル」間で運行

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。